

制 度 名		技術研究組合の所得計算の特例	
税 目		法人税（措法第 66 条の 10、第 68 条の 94、措令第 39 条の 21、第 39 条の 121）	
要 望 の 内 容	適用期限を平成 27 年 3 月 31 日まで 2 年間延長する。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （▲700 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 試験研究を協同して行う技術研究組合を通じて研究開発投資の促進を図ることにより、共同研究の促進及び持続的な経済成長を実現する。		
	(2) 施策の必要性 「技術研究組合」は、相互に補完関係を有する複数のパートナーによる共同研究を通じて、成長性の高い成果の創出を目的としている。研究開発の初年度における費用負担軽減を図ることにより当該技術研究組合の研究活動を促進するため、試験研究用資産を取得する際の所得計算の特例を講ずる必要がある。 なお、平成 21 年度法改正において、産学官連携に基づく共同研究が促進されるとともに、より厳選した構成員による共同研究が可能になるなど、共同研究の効果が高められる措置が講じられており、本特例の必要性は高まっている。		
今 回 の 要 望	合 理 性	政 策 体 系 における 政策目的の 位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 横断的に関係する施策</p> <p>《政策分野》 農林水産分野の研究開発</p>

	<p>政策の達成目標</p> <p>技術研究組合を利用した共同研究開発を拡大すること。</p>																									
	<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> <p>適用期間延長（２年間）。</p>																									
	<p>同上の期間中の達成目標</p> <p>１組合当たり、当面２年間で事業費である研究開発費を増加させること。</p>																									
	<p>政策目標の達成状況</p> <p>○経済産業省所管の全組合（注：経産省所管組合数は全省庁分の8割以上を占めている） １組合当たりの事業費の伸び率は、平成22年度△8.8%、平成23年度△30.5%となっており、目標未達成ではあるが、平成24年度伸び率は+11.2%と回復基調となる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>H24年度（見込）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費(百万円)</td> <td>31,567</td> <td>41,614</td> <td>30,562</td> <td>35,208</td> </tr> <tr> <td>組合数</td> <td>36</td> <td>52</td> <td>55</td> <td>57</td> </tr> <tr> <td>1組合当たり事業費</td> <td>877</td> <td>800</td> <td>556</td> <td>618</td> </tr> <tr> <td>対前年度伸び率</td> <td></td> <td>△8.8%</td> <td>△30.5%</td> <td>11.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成24年8月までに設立された経済産業省所管の全組合に対する調査および平成24年度新設組合の見込みを基に算出。</p>	区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	H24年度（見込）	事業費(百万円)	31,567	41,614	30,562	35,208	組合数	36	52	55	57	1組合当たり事業費	877	800	556	618	対前年度伸び率		△8.8%	△30.5%	11.2%
区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	H24年度（見込）																						
事業費(百万円)	31,567	41,614	30,562	35,208																						
組合数	36	52	55	57																						
1組合当たり事業費	877	800	556	618																						
対前年度伸び率		△8.8%	△30.5%	11.2%																						
有効性	<p>要望の措置の適用見込み</p> <p>○全組合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>平成25年度見込み</th> <th>平成26年度見込み</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">適用件数</td> <td>組合数</td> <td>20</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>組合員数</td> <td>253</td> <td>296</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成24年8月までに設立された全組合に対する調査および過去3カ年の平均を基に算出。</p>	区分		平成25年度見込み	平成26年度見込み	適用件数	組合数	20	24	組合員数	253	296														
	区分		平成25年度見込み	平成26年度見込み																						
適用件数	組合数	20	24																							
	組合員数	253	296																							
<p>要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)</p> <p>○所得計算の特例による技術研究組合の設備投資の押し上げ効果を試算した場合、減税額の約1.12倍となる。 <small>※経済産業省アンケート調査(H24年度)における、各組合の減税による押し上げ率を加重平均するなどして算出。</small></p> <p>○技術研究組合の所得計算の特例のGDP押し上げ額をマクロモデルにより試算すると、平成25年度の単年度の減税(648百万円)により、10年間累計で約31億円のGDP押し上げ効果が見込まれる。 <small>※上記アンケート結果を元に、減税により押し上げられた設備投資の経済波及効果を試算。研究開発税制のGDP押し上げ効果を算出するものと同じの方法により試算。</small></p>																										
相当性	<p>当該要望項目以外の税制上の支援措置</p> <p>技術研究組合に拠出する賦課金は、組合員側において研究開発税制の対象となる。</p>																									

		<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>なし</p>																																																
		<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>—</p>																																																
		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>税制による研究開発投資へのインセンティブの付与は、資金面・財務面の制約を緩和しつつ、民間の創意や活力を最大限に引き出せる措置として適正なものといえる。</p> <p>制度創設後10年を超えているが、平成21年度に鉱工業技術研究組合法から技術研究組合法への改正が行われ、技術研究組合を通じた研究開発投資による共同研究の一層の促進が求められている。</p> <p>適用件数及び適用組合員数は、ほぼ安定的に推移している。</p> <p>適用額は、大型事業の終了により23年度に大きく減少したが、今後、従来ベースに回復すると想定している。</p> <p>なお、技術研究組合と同様に非出資制の協同組合については、租税特別措置ではなく、法人税法本則上（法人税法第46条）で、圧縮記帳が認められており、本特例措置がある事により、イコールフットイングとなっている。</p> <p>また、出資制の法人は、「構成員の拠出金（資本金）が損益と無関係であるために、圧縮記帳が無くても、課税関係が発生しない」が、非出資制の法人は、「構成員の拠出金が益金算入されるために、圧縮記帳がある事により、課税関係が発生しない」状況であり、本特例措置がある事により、イコールフットイングとなっている。</p>																																																
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>		<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>○全組合</p> <table border="1" data-bbox="549 1218 1366 1608"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>FY 19</th> <th>FY 20</th> <th>FY 21</th> <th>FY 22</th> <th>FY 23</th> <th>FY 24 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">適用件数</td> <td>組合数</td> <td>13</td> <td>12</td> <td>9</td> <td>15</td> <td>13</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>組合員数</td> <td>192</td> <td>182</td> <td>105</td> <td>167</td> <td>159</td> <td>211</td> </tr> <tr> <td colspan="2">適用額(百万円)</td> <td>5178</td> <td>5649</td> <td>12170</td> <td>6536</td> <td>1007</td> <td>2088</td> </tr> <tr> <td colspan="2">減収額(百万円)</td> <td>1553</td> <td>1695</td> <td>3651</td> <td>1961</td> <td>302</td> <td>532</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="5" style="text-align: center;">適用額 × 30%</td> <td colspan="1" style="text-align: center;">× 25.5%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成24年8月までに設立された全組合に対する調査および平成24年度新設組合の見込みを基に算出。</p> <p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p> <p>技術研究組合を活用した研究開発投資の促進により、共同研究の促進及び持続的な経済成長に寄与。</p> <p>前回要望時の達成目標</p> <p>技術研究組合制度により産学官連携の枠組みを構築し、農林水産分野の研究開発と、その成果の普及・実用化を促進する。</p>	区分		FY 19	FY 20	FY 21	FY 22	FY 23	FY 24 (見込)	適用件数	組合数	13	12	9	15	13	16	組合員数	192	182	105	167	159	211	適用額(百万円)		5178	5649	12170	6536	1007	2088	減収額(百万円)		1553	1695	3651	1961	302	532			適用額 × 30%					× 25.5%	
区分		FY 19	FY 20	FY 21	FY 22	FY 23	FY 24 (見込)																																												
適用件数	組合数	13	12	9	15	13	16																																												
	組合員数	192	182	105	167	159	211																																												
適用額(百万円)		5178	5649	12170	6536	1007	2088																																												
減収額(百万円)		1553	1695	3651	1961	302	532																																												
		適用額 × 30%					× 25.5%																																												

	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>6組合が活動し、農林水産分野の研究開発を実施。成果発表等を通じ、成果の普及・実用化を促進している。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>昭和36年度 創設 昭和55年度 適用期限設定（昭和60年3月31日まで） 昭和60年度 適用期限延長（2年間） 昭和62年度 適用期限延長（2年間） 平成元年度 適用期限延長（2年間） 平成3年度 適用期限延長（2年間） 平成5年度 適用期限延長（2年間） 平成7年度 適用期限延長（2年間） 平成9年度 適用期限延長（2年間） 平成11年度 適用期限延長（2年間） 平成13年度 適用期限延長（2年間） 平成15年度 適用期限延長（2年間） 平成17年度 適用期限延長（2年間） 平成19年度 適用期限延長（2年間） 平成21年度 適用期限延長（2年間） [平成21年6月、鉱工業技術研究組合法から技術研究組合法へ改正] 平成23年度 適用期限延長（2年間）</p>	